

函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量およびリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる優良店および優良事業所（以下「優良店等」という。）の認定に関し必要な事項を定めることにより、市民および事業者のごみの減量意識の高揚を図り、もって循環型社会の構築に資することを目的とする。

(優良店等の認定基準)

第2条 優良店等の認定は、市内に所在する店舗または事業所（以下「店舗等」という。）で、次に掲げる条件のうち2以上に該当したときに認定するものとする。

- (1) 包装・梱包資材の簡素化（包装紙、袋、トレーなどの簡素化またはメーカーなどへの働きかけ）に努めていること。
- (2) 買い物袋等の持参を奨励していること。
- (3) 使い捨て容器および製品の販売または使用を自粛していること。
- (4) 詰め替え用製品および再生品（エコマーク商品）の販売を促進していること。
- (5) トレー、紙パックなどの資源物の店頭回収に努めていること。
- (6) 広告用紙、事務用紙などには積極的に再生紙を使用していること。
- (7) 消費者に対してごみの減量およびリサイクルの呼びかけを行っていること。
- (8) 従業員に対してごみの減量・分別の徹底およびリサイクルの教育を行っていること。
- (9) 環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
- (10) 環境イベントへの出展・協力など社会貢献活動に努めていること。
- (11) その他店舗等の創意工夫でごみの減量およびリサイクルの推進に努めていること。

(認定申請等)

第3条 優良店等の認定を受けようとする店舗等の代表者は、函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定申請（推薦）書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市内に住所を有する者で市内の店舗等を優良店等として推薦しようとするものは、推薦しようとする店舗等の代表者の同意を得たうえで、函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定申請（推薦）書により市長に推薦しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の申請または推薦があった場合は、その適否を審査し、優良店と認定した店舗については、優良店認定証（別記第2号様式）およ

び優良店ステッカー（別記第3号様式）を、また、事業所については、優良事業所認定書（別記第4号様式）および優良事業所ステッカー（別記第5号様式）を交付するものとする。認定しなかったときは、その旨を当該店舗等の代表者に通知するものとする。

（優良店等の責務）

第5条 優良店等の認定を受けた店舗等は、前条の優良店等の認定証およびステッカーを店頭等に掲示するとともに、ごみの減量およびリサイクルの推進に努めなければならない。

2 優良店等の認定を受けた店舗等は、毎年1回、函館市ごみ減量・再資源化優良店等活動報告書（別記第6号様式）により、ごみの減量およびリサイクルの推進に係わる活動の状況について市長に報告しなければならない。

（認定の取り消し）

第6条 市長は、優良店等として認定した店舗等が第2条の認定基準に適合しなくなったと認める場合または前条第2項の報告をしない場合は、認定を取り消すことができる。

2 前項により、認定を取り消された優良店等は、認定書およびステッカーを速やかに市長に返却しなければならない。

（広 報）

第7条 市長は、優良店等のごみの減量およびリサイクルの推進に係わる活動について、広く市民に周知するものとする。

（補 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。